

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成 26 年 10 月 2 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 2 9 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、中村・小貫・松田・鈴木・上野・齋藤（博）・新谷各委員		
説 明 員	市長、菊池・佐々木両監査委員、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が中村委員に、高橋委員が松田委員に、濱本委員が鈴木委員に、山口委員が斎藤博行委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

◎保育士の確保について

保育士の確保に関連して何点か伺います。

最初に、平成25年度の小樽市内の待機児童の実態について、どういう状況だったのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度の認可保育所に申込みがあつて、入所待ちになった児童の関係でございますけれども、児童数で各月を累積した延べで申し上げますと、134人になります。なお、実人員で見ますと、56人でございます。

○斎藤（博）委員

延べで134人だったということですが、この待機児童が発生した主な理由をどのように押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

この延べ134人の内訳ですけれども、保育士不足によるものが92人、おおよそ7割弱になります。そのほか、定員の超過、それから施設におけるスペースの確保困難などの理由によるものが3割になってございます。

○斎藤（博）委員

ずっと続いている状況だと思うのですが、やはり小樽市においても保育士の確保の問題は、待機児童発生の大きな要因になっていると理解するわけですが、これからの質問は公立保育所に限ってお答えいただきたいと思いますが、平成25年度、小樽市では臨時保育士を確保するために募集を行ったと思いますけれども、何回募集を行つて、その結果、25年度中に何人の臨時保育士を確保できたかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度の募集回数及び採用の関係でございますけれども、募集回数につきましては35回、それから採用につきましても募集回数と同数の35人という結果になっております。

○斎藤（博）委員

実際問題は、この35人の方を確保されても、公立保育所における待機児童の解消には至らなかったと理解してよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

結果的には、先ほど申し上げた理由も関係しまして、3月の段階で、公立保育所においては4人ほど入所待ちが生じたという結果でございます。

○斎藤（博）委員

臨時保育士を募集する際の条件としてどういうものを提示しているのか、それから具体的にはどういうところで

募集なり人材の確保に当たっているのか、具体的に説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

条件でございますけれども、正規職員と同様に、フルタイム勤務で週38時間45分、それから勤務につきましては、交代制で早出から遅出の4交代、それから賃金につきましては日額8,380円でございます。

それから、どういう形で募集を図っているかでございますけれども、ハローワークに募集の依頼を行う、それから市のホームページで広く周知をする、それから庁内メールなどを活用しまして職員の方々を通じて周知、協力をお願いしております。それからまた、保育所においても周知を図っていただくように、人づてということもございますけれども、そういう方策もとりながら募集を行っているところでございます。

○斎藤（博）委員

それで、今聞いている募集の条件は、ハローワークなどに出すときに使っているのでしょうかけれども、勤務時間が市の職員と同じで、交代制で、そして日給8,380円ということで、これは平成25年度に限ったわけではないのですが、保育士の確保がなかなかうまくいかない実態もあるわけですが、どの辺に問題があると理解されていますか。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度は、結果的には採用の関係については同数を確保できましたけれども、やはり近年は、ハローワークに募集依頼をしてもなかなか応募者が出現せず、そういった意味では厳しい状況にあるという認識しております。

○斎藤（博）委員

次の質問にも関連しますし、第3回定例会の一般質問でも指摘させていただいていますが、保育士の今後の募集のあり方については、単価的な部分もあるのですが、やはり柔軟な雇用形態とか労働条件、勤務形態というのですか、そういったところを掘り返していかないと、なかなか保育士の確保にはつながらないという話もあります。

具体的には、例えば1日勤務ではなくて午前だけとか午後だけ勤務してもらおうという形態であれば働きたいけれども、1日とか早出や遅出がある勤務形態ではなかなか対応しきれないといった声も聞かれるのです。やはり小樽市も、今後の課題として保育士の確保を、特に臨時の保育士を確保するときにはもう少し雇用形態に柔軟性を持たせる必要があるのではないかと思いますので、その辺についてはどのような見解をお持ちかお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど、厳しい状況という認識であることは申し上げました。確かに、臨時職員という一つの制度的な枠組みの中で募集を継続してきていることもありますし、また、近郊の札幌市などでも保育士の需要が高まっているという背景もあると思っております。

それで、こうした臨時保育士の採用形態は採用形態としながら、平成25年度も結果的には採用同数に至っておりますけれども、やはりタイムラグが採用までの間ございますので、そうした実態なども踏まえて、何らかの改正については検討してまいりたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

受け入れる現場も、基本的には正規職員を求めていると思っておりますし、フルタイムの臨時保育士がいてくれればそれにこしたことはないですが、どちらもなかなか手だてが難しい中で待機児童が発生して、手の打ちようがなく、待機児童だけがずっと置いていかれる状況も放置できないのではないかと思いますので、もう少し柔軟な対応について、今、検討していただけるということでしたので、新年度以降に向けて何か具体的な考え方を示してもらえればと思っております。

◎潜在的保育士等掘り起こし事業について

少し質問を変えたいと思っております。

平成25年度決算説明書の151ページに、潜在的保育士等掘り起こし事業費ということで590万円ぐらいの予算が執行されていますけれども、最初に、この事業の目的についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

保育士不足につきましては、全国的な課題になっておりまして、この事業につきましては、保育士の資格を持ちながらも家庭にいる方ですとか、保育士の資格の取得を目指している方などを掘り起こしながら保育士の確保がスムーズに行われることと、こうした人材の発掘、雇用の拡大、そうしたことをあわせて目的としております。

○斎藤（博）委員

私も一般質問で、保育士の資格を持っている方が全国で百何十万人いるが、実際に働いている人は37万人ぐらいしかなくて、残りの方は資格を持っているけれども、ほかの仕事についていたり働いていなかったりしているという実態があり、この方々をどう生かしていくかが課題だという話をさせていただいています。大きな数字は持っているのですが、小樽市として、小樽市内における潜在的な保育士、いわゆる保育資格を持っているが活用していない方について、どのような押さえをしているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

市内において、保育士の有資格者がどのくらいいるかということでありまして、私どもとしてはこれまでそういう調査などはしたことがございませんし、なかなか難しい内容になるものと思っています。

そうしたことから、現時点ではそういう情報は持っておりません。

○斎藤（博）委員

それでは、わからないわけですから、当然いろいろな形で広報したのではないかと思いますけれども、例えば、市内にいるであろう保育士の資格を持っている方に対するアピールと申しますか、宣伝と申しますか、この潜在的保育士を掘り起こすために具体的にどのような事業を展開したのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

事業の内容としましては、潜在的な保育士の掘り起こしということで、勤務場所としては公立保育所で、保育士の補助という位置づけで雇用することで進めました。ハローワークへの求人の募集などを通じて行っております。そうした中では、ほかのいろいろな場面も活用しまして、この時期についてはこうした事業を今年度、展開いたしますということは、可能な範囲で周知をした部分はございます。

○斎藤（博）委員

わかりましたが、それで具体的にはどういうことを行ったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

具体的には、今、保育士補助での雇用と申しあげましたけれども、公立保育所に入っただきまして保育活動のサポートを主に経験していただきながら、当然、正規の保育士等と日常一緒にいるわけですから、そうした中からいろいろ吸収していただく、そういった内容でございます。

○斎藤（博）委員

少し聞き方が悪かったかもしれませんが、例えばこの事業は590万円ぐらいのお金を使っているのが、この約590万円は具体的には何に使われたのか、主なものでいいのですが、説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

約590万円の内訳でございますけれども、社会保険料、雇用保険料などの共済費が76万8,787円、それから賃金といたしまして504万4,837円、それから消耗品的な部分が9万2,045円ということで、例えば給食の補助なども行いますので、調理員など、そういった場合、必要になりますので、そうした消耗品関係を一部支出してございます。主には賃金でございます。

○齋藤（博）委員

それで、潜在的保育士の掘り起こしという部分でやってみて、1年間でどういった実績があったのかお示しいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回は、既に保育士資格を持つ方の雇用も想定してはいたのですが、結果的にはそうした方を得られず、保育士資格の取得を目指す方を中心に雇用をいたしました。そうした中では、退職された後の意向調査も行っておりますが、半数程度が今後、保育士を目指したいと答えています。そうした面では、事業目的は一定程度、達成できたというふうには思っております。

○齋藤（博）委員

具体的には、潜在的な保育士の掘り起こしというよりも、保育士を目指す方に経験してもらう形で、次につなげる事業だったと理解させていただきますが、この1年やってみて小樽市としては、この事業についてどのような総括をしているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

現状の保育士不足という状況からいたしますと、確かに即戦力のほうが望ましいとは思っておりますけれども、ただ広い意味で、小樽ばかりではなく、やはり全国的な問題にもなっておりますので、即効性は確かにございませんけれども、今後を目指す方の育成といいますか、そうした面もやはり必要であるという認識でおります。

○齋藤（博）委員

この項の最後ですけれども、これは単年度の事業だったのですか、今年度もやられているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

これにつきましては、緊急雇用の枠組みで行いましたので、平成25年度の事業として実施をしております、今年度については実施いたしておりません。

○齋藤（博）委員

緊急雇用のメニューだったというような理解なのですか。そういう認識で、次の質問に移らせていただきます。

◎保育士等処遇改善事業について

これも決算説明書の151ページにあるのですが、保育士等処遇改善事業費として約2,366万円が使われたということになっているわけですが、これについてももう一度、この事業の目的、それからこういった事業を展開するに至った背景についてお聞かせいただきます。

○（福祉）子育て支援課長

目的でございますけれども、保育士の人材確保対策推進の一環として、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所へ資金交付を行うことによって保育士の確保に資する、そういった目的でございます。

それから、その背景的な部分でございますけれども、国がこのような形で創設をしておりますが、平成24年の国の調査によりますと、保育士の平均月収が全職種の平均より約9万円低いことや、勤続年数も全職種平均に比べて4年程度短くなっていることもございまして、保育士の処遇は決してよいとは言えない状況だという認識の下でこうした事業が創設されたというふうに認識しております。

○齋藤（博）委員

今の話は、国がこの事業を立ち上げたときの理屈だと思うのですが、小樽市としては、小樽の保育現場の現状をどういうふうに押さえていますか。国が言っているのと同じようなことだと押さえているのか、何か独自に調査したものがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（福祉）子育て支援課長

この事業に当たりましては、特に独自の調査を行ってはおおりません。

ただ、先ほどの国の全体的な調査結果もございますので、やはり共通して全国的に低いと申しますか、そういった実態にあるという認識は持ってございました。

○斎藤（博）委員

全国的にも、小樽市的にも、保育士の処遇については、若干問題があるという意識で取り組まれたということですけれども、具体的にはどういう事業だったのかお聞かせいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

国の補助制度で、民間保育所への資金交付ということでございますけれども、国の補助単価がございまして、その年度の4月及び10月の入所児童数を基にそれぞれの保育所に交付をするということでございます。それで、それを基に民間保育所においては処遇改善の計画を作成し、また、職員に対しても周知し、その資金を処遇改善に充てるという内容でございます。

○斎藤（博）委員

これは、保育所経営に対する支援策ではなくて、そこで働く保育士の処遇改善ということで取り組まれていると思いますけれども、具体的にお金が届くというか、届けられるのは保育所単位だろうと思うのですが、それはどういう形で保育士のところに届くシステムになっているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

その辺につきましては、個々の保育施設の処遇改善によりますけれども、もともと制度が想定しているのは、本俸なり、又は一時金なり、そうした形で支給するような内容でございます。

○斎藤（博）委員

これは、事業所からの申請に基づいて取り組まれたという理解でよろしいでしょうか。

実際には、小樽市内の何か所の保育所で、この事業に対する取組が行われたのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

補助事業でございますので、おっしゃるとおり、申請に基づき補助金を交付してございます。

それから、16か所全ての民間保育所から申請をいただいて実施しております。

○斎藤（博）委員

具体的には16か所の民間保育所から申請があつて手続されていったのでしょうかけれども、全部個人の口座に振り込まれるとは思えないものですから、当然、保育所に一定の計算をされて振り込まれていったのだらうと思うのですが、現場ではどのように、先ほどは、基本給とか、それから一時金などという形でのというふうに言われたのですけれども、具体的には、この平成25年度の約2,366万円はどのような形で保育士の処遇改善につながっていったのか、具体的には、補助金なので結果報告されていると思うのですが、それに基づいてどんな処理をされたのか、それからどのような形で処遇改善につながったのか、どのような点検の仕方をしたのか、その辺についてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃるとおり、補助金ですので、こちらからは当該法人へ支出いたします。

内容につきましては、在籍している職員ほぼ全員をカバーしたと認識しておりまして、保育士1人当たり、年額で申しますと7万円から13万円の収入増になったというふうと考えております。

なお、その確認方法については、補助金の実績報告をいただき、内容を確認いたしております。

○斎藤（博）委員

年間で7万円から13万円の増収になったということですが、これは本俸が引き上げられたということなのか、それとももらった分をそのまま落としていく意味では一時金だったのか、その辺は押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

支給方法でございますけれども、本俸を改善したというものはなく、16か所全て一時金で実施されております。

○齋藤（博）委員

結局は、その保育所を通じて国からのお金がスルーして保育士のところへ行っているから、単年度的に見ると 7 万円から 13 万円の増収になったと思うのですけれども、根本的な処遇改善なのかという疑問が残るのです。というのは、やはり保育士の処遇改善のためには、保育所の経営そのものに対してきちんとした国なりの手だてをしてやらないと構造的な原因の解決といいますか、処遇改善につながらないのではないかと思うわけですが、その辺についてはどのような議論があったのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

これは平成 25 年度の事業でございますけれども、国は、26 年度も同趣旨の事業を継続しているところでございます。

それからまた、新制度におきましても、こうした流れを踏まえて国からは、まだ予定でございますけれども、27 年度からの、一定程度こういう要素を盛り込みながらの運営費的な積算というのでしょうか、そういったものを行っているという資料を示されているところでございます。

○齋藤（博）委員

それともう一つ、国も認めているように、保育士の処遇が低い構造的な原因はどのように考えたらいいのでしょうかという部分について、見解があればお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

通常の民間保育所の運営につきましては、保育所の制度の中で保育単価というのが、子供の年齢別、また、地域の区分ですとかございますけれども、そういったものが重なっていて、それに入所実績に応じて運営費が支給される制度になっております。やはりその部分の積算と申しますか、そういったものがベースになりますので、そういったところにやはり根本の部分があるのかというふうには認識しております。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、国も、その現状のレベルではなくて、予定ではございますけれども、改善の方向にあるというふうには認識いたしております。

○齋藤（博）委員

先ほども答弁いただいているのですけれども、これは平成 25 年度の決算説明書でして、今、26 年度も同じようなことが取り組まれているのかと、26 年度、27 年度という話もあったのですが、処遇を改善するとなれば一定程度の継続性を持たないと、何とか交付金みたいな形で終わってしまうわけですから、やるのであればやはり継続性が必要で、国なりが直接、保育所を通じて保育士に、賃金を下支えするようなシステムですから、本当にこれでいいのかという疑問はありますけれども、一方で、継続してもらわないと何もならないと思うのですが、その辺についてもう一度、今後のことについて、26 年度、27 年度について、わかっているところがあればお知らせいただきたいと思っております。

○（福祉）子育て支援課長

平成 26 年度でございますけれども、補助金の積算の基準が、4 月と 10 月の入所実績、そういったものが必要になる関係で、昨年も第 4 回定例会の補正予算案として提出させていただきました。今年度につきましても、時期としては同時期が想定されますので、それに向けて検討したいと考えてございます。

それから、27 年度以降の関係でございますけれども、まだ国の予算案といいますか、それも確定していない現状でございますので、今後もその動向をよく見ていきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

◎ファミリーサポートセンターについて

次に、ファミリーサポートセンターについて何点かお聞きします。

登録人員とか利用件数については、事務執行状況で押さえていますけれども、利用の理由について、まずお聞か

してください。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度の利用実績でございますけれども、総体としては668件ございました。内訳は、日常的な預かりが602件、病気の預かりが59件、それから緊急の預かりが7件ございました。

そして、特に件数の多い日常的な預かり602件の内訳でございますけれども、主なものから申し上げますと、保育所・幼稚園の預かりや送りが200件、同様に保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かりが140件、保護者の短時間就労などの預かり115件、それから保護者の外出等の場合の援助65件、そのほか子供が学校の休みの場合の預かりなど9項目ございますけれども、合わせて82件という内訳になっております。

○斎藤（博）委員

特に、従来から取り組ませていただいている、病児の預かりの利用部分の実態ですけれども、病児を理由にファミリーサポートセンターを使っている方の割合と、人数と、それから利用者の時間の部分ですが、特に幼稚園を利用している人とか、それから保育所を利用している人の時間を基本に考えたときに、この病児を理由に使った方の実態というのはどういうところだったのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

最初の利用割合でございますけれども、668件分の59件になりますので、約9パーセントだと思っております。

それから、幼稚園・保育所等の時間との兼ね合いでの病児の預かり実態でございますが、幼稚園のことで考えますと、病気の場合は、朝、母親が病院に連れていってから提供会員に引き渡す場合などもございますので、おおむね9時から15時ぐらいの幅で預かった子供が13件ございます。それから、同様に、朝9時ぐらいからと、いったん病院に行った後、11時ぐらいからの始まりで夜6時ぐらいまで預かった子供が31件ございます。そのほかにつきましては、午前の時間帯ですとか午後の時間帯が主になっておりますので、そうしたものが15件という内訳になってございます。

○斎藤（博）委員

やはり、子供の病気を理由にファミリーサポートセンターを使っている方の実態としては、現実的には保育に欠けている方の利用が多いのではないかとというふうにも受け止めています。このことについては、いろいろところで議論させていただいているのですけれども、やはり私は、ファミリーサポートセンターに病児の子供をお願いする場面と、やはり保育所、そういう施設に病児・病後児を預けるということは本質的に違うと思っております。その辺について、小樽市としてはどういった見解をお持ちなのか、それから、今後、今、国の制度もいろいろ動いているわけですけれども、小樽市における子ども・子育て支援の新制度づくりの中で、こういったファミリーサポートセンターに病児を預けざるを得ないような、従来ですと保育所を利用している保護者のための新しい制度づくりという部分についてどのように考えているのか、最後に見解をお聞きして終わりたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど、時間帯別で申し上げましたけれども、こうした子供の入園・入所先については、情報としては特に持ってございません。ただ半数ほどの子供が午後6時まで利用しておりますので、ある程度、保育所に通われている子供という推測はできるかというふうに思っております。

それから、ファミリーサポートセンター事業の中での病児の預かりですので、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな形での預かりをしている中で、可能な範囲で行っているものでございます。

一方で、病児・病後児保育というのも制度的にございますし、これはこれとしてまだ課題もございますけれども、今後の継続した取組課題という認識でおります。

それから、新制度の話が出ましたけれども、平成27年度に向けて、市町村の子ども・子育ての支援事業計画をつくっていく時期でございますので、そうした中でこうした事業も含めて、今後も検討してまいりたいというふうに

考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎土砂災害防止法について

まず、土砂災害についてです。

これについては、これまでも各委員がいろいろ質問されているため、重複する部分もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

まず、道が、市内のいろいろな危険箇所を指定して、住民あるいは町会等と交渉して、その対応、対策といいますが、避難場所や避難経路などを探していくという手続を踏んでいくのだろうと思うのですが、まずは危険箇所が小樽市内に全部でどれくらいあるのか、また、最新の数字で、区域指定済みの箇所はどれくらいになっているのか、お聞きいたします。

危険箇所の指定は土砂災害防止法に基づいていると思うのですが、この土砂災害防止法を簡単に説明してください。

○（建設）池澤主幹

土砂災害防止法でございますけれども、この法律は、防災対策工事など、いわゆるハード対策を目的とするものではなく、あらかじめ崖崩れなどの土砂災害が発生するおそれのある土地を区域指定し、明らかにすることにより国民の生命、身体を保護するための警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進するものでございます。

それで、小樽市内の全体の危険箇所は519か所、最新の区域指定は180か所となっております。

○中村委員

指定済みが180か所、そうしますと、残りがまだかなりあります、三百数十か所になりますか。その残りについてはどうなるのか説明してください。

○（建設）池澤主幹

残りの区域指定につきましては、北海道から、今年度は20か所を目標に指定したいという意向が示されておりますけれども、来年度以降については示されておられません。

○中村委員

平成25年度末で、塩谷地区では危険箇所が何か所あるのか、そのうち指定済みは何か所で、残っているのが何か所あるのかお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

塩谷地区は、危険箇所が20か所ございます。そのうち平成25年度末で8か所が指定済みとなっておりますので、残りは12か所となっております。

○中村委員

それも少し時間がかかるかもしれませんが、順次指定していくことになっていくのだろうと。

私の住んでいる町会でも、過去に、この種の説明会が行われているのですが、その後、しばらく音沙汰がなかったのですが、親和町会、駅下地区ですが、その後の指定に向けての動き、町会との接触、これはどのように進められていますか。

○（建設）池澤主幹

以前に説明会を開催しまして、住民から要望がございましたので、これを整理しまして、今年度、改めて個別の説明会を行い、おおむね了承を得たところでございます。今年度、指定予定となっております。

○中村委員

新たに指定される場所というのは、何か所ですか。

○（建設）池澤主幹

以前に説明会をしたのが、塩谷駅のすぐ下の地区で、この 1 か所になります。

○中村委員

この地区の地形ですが、塩谷川が流れていて、その両岸が区域指定されることになるのです。塩谷駅に近いほうは、道道小樽環状線という大事な道路が走っていますし、それに並行して J R も走っています。さらには、丸山があり、そこからの湧き水や差し水がかなりあるのです。そういう条件もあるのかと思うのですが、地域の方は、崖崩れやそういう水の処理など、土砂災害については非常に神経をとがらしておりまして、その辺のところを今回の指定によって避難経路だとか、避難場所をもう一度住民の方に説明をしていただいて、安心していただくことが必要だろうと思うのです。

それで、その避難経路、避難場所は新たに指定される場所の要件も含めて変わらないですか。

○（建設）池澤主幹

避難場所、避難経路につきましては、おおむね了承が得られた段階で、防災担当とその辺を調整いたしまして、今後、ハザードマップを作成していくこととなります。その後、町会、それから戸別訪問等をして配付ということになります。

○中村委員

その避難経路、避難場所について 1 点心配なことがあるのですが、今までの避難経路、そして避難場所は変わらないのですが、避難経路が、塩谷川を挟んで、今回、新たに指定になる対岸の、既に指定になっている部分、ここの避難経路が変わったのです。今までの避難経路は、塩谷川を渡って、そして親和会館なりの避難場所に避難するという経路だったのですが、その橋は老朽化しているため、人が渡れるだけでもいいから、そういうことを想定して橋を新しくしてくれないかと。今までは車も通っていたのですが、車は通れなくていいと、人が渡れる状況でいいから対応してほしいということでお願いしていた経緯はあります。でも、いろいろな条件でそれは実現していません。

今の避難経路は、指定区域を横切る形で避難場所に避難するという避難経路に変化したのです。それだと、もし実際に土砂災害があった場合には、その避難経路だと非常に危険ではないかと、実際にその避難経路で避難することができなくなるのではないかとという危惧を地元の方々は抱いておりまして、その辺の見直しをしていただくことはできないのかということがあります。

実際に、その避難経路の近辺である、塩谷川の流域のすぐ近くでかなり大規模な土砂崩れがあったり、それから市道塩谷停車場通線がありますけれども、そこは地形的に切り割りといいまして、山を開削して通っている道路なのです。その辺一带は同じような地質だと思いますが、そこも昨年崩れて市に対応していただきましたけれども、すぐ近辺で、実際にそういう崖崩れが起きています。そういうことを考えますと、その避難経路について、もう一度検討していただけないでしょうか。

というのは、これまでこういう場で話をしてきましたけれども、過去には、ほかの議員もこの件について触れてきたと思います。しかし、なかなかそれが実現しないということで、今回、新たに塩谷駅側もそういう区域指定をされるということですので、この機会に避難経路についてももう一度、これは人命がかかわることですので、検討していただけないかという要望もあります。その辺も含めて、もう一度、地元町会と接触するときには、今、私が申し上げたことも含めて、話し合いに応じていただきたいと思います。それをお願いして、土砂災害については、これで終わります。

◎老人クラブ連合会補助金について

質問を変えます。小樽市老人クラブ連合会への補助金についてであります。

決算説明書の145ページに説明があります。

平成25年度の決算額は、351万6,333円とありますが、補助の内容はどうなっていますか。内容について説明願います。

○(福祉)地域福祉課長

老人クラブ連合会補助金の算定に係る内容でお答えいたしますけれども、まず会の運営費補助、人件費補助、研修費への補助、シルバーエイジ作品展示会開催の補助、このようになってございます。

○中村委員

そのうち、人件費についても一度説明願います。

○委員長

数字もですか。

(「ええ」と呼ぶ者あり)

数字も入れてお願いします。

○(福祉)地域福祉課長

人件費分は、246万8,000円でございます。

それから、内容ということでもありますけれども、市老連が雇用する事務局長1名分の人件費となっております。

○中村委員

今、市老連の事務局長を雇用するための人件費とお聞きしました。

私は、実は小樽市老人クラブ連合会の各個体の老人クラブのメンバーでありまして、老人クラブでいろいろな事業に参加させていただいているのですけれども、市老連からのいろいろな話を聞く機会があります。その中で、各老人クラブもそうですが、市老連の事業、これもいろいろな年間通して頑張っておりまして、結構、事務局サイドの仕事は大変だという話を聞いております。今、事務局長が一人でやっているわけですが、業務が多忙でかなり大変です。これは市老連からの要望でもありますけれども、ぜひ、平成27年度の予算編成に向けて対処をお願いしたいのですが、市ではどのように把握をしておりましたか。

○(福祉)地域福祉課長

平成26年度の予算編成前に要望がありまして、話としては、事務局長1名体制では、委員がおっしゃったように非常に大変だと、会員の皆さんの相談などが入ると事務の時間がとれないということで、人件費分を増額してほしい、それから事務局体制の強化について対処をお願いしたいということでの話がございました。

○中村委員

わかりました。私たちが聞いているのもやはり同趣旨のことなのですから、検討していただいたのかと思うのですが、どういう検討をされたのか、その辺の結果をお聞かせいただければと思います。

○(福祉)地域福祉課長

事務局長一人で大変だということで、増額ができないかということで検討を行いました。しかし、市の厳しい財政状況でございますので、補助金の増額は考えることができなかったという結果でございます。

○中村委員

やはり財政が厳しいということなのですね。

小樽市は今、高齢化率が35パーセントを超えております。これから団塊の世代も、そういう世代になると、この小樽市老人クラブ連合会、あるいは個々の老人クラブの活動も受皿としてこれからますます私は重要になってくるのではないかと思います。そのためにも、ぜひ市老連への支援をしていただきたいと思います。この間も、シルバースポーツ大会ですとか、これは市長に来ていただいて言葉をいただいたり、あるいは近々、演芸大会など

もあります。皆さん大変張り切ってその準備や運営に頑張っています。非常にやりがい、生きがいその中に見いしていると。確かにメンバーが足りなくなっている、だんだん減っているというところもあります。そういう場合にはやはり町会と相談したり、あるいはメンバーを増やすためにいろいろな努力もされたり、非常に一生懸命やっています。そういうクラブですので、ぜひ、今後は、その辺の市老連の要望も踏まえて、前向きに検討いただきたいと思ひまして、要望としてお願いしておきます。

◎除排雪について

最後に、除排雪のことを聞いて終わりたいと思ひます。

今年の第2回定例会でも少し触れましたけれども、いわゆる市民に本当に納得していただけるような除排雪というのは難しいのです。やはり要望もだんだんグレードアップしていますし。ただ、積立てをして、商店街、それから町会などで独自に排雪をするところがどんどん増えていきます。その実態を押さえてくださいということで、今年の第2回定例会でお願いをしているのですが、それがなければ、せっかく市や業者が除排雪に出ても、そこはもう既に、知らないうちにももう地元でやってしまったというところもあると思ひます。ですから、その辺のところをお願いしました。実態を掌握してくださいということで。その後、どのように対応されましたでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

商店街ですとか町会、そして個人が契約している除排雪についてですけれども、これについては全て把握するのは非常に困難な状況でありますけれども、各ステーションの担当者からの聞き取りですとか、パトロールの結果などから、市内の除排雪路線の中では48か所程度、把握しているということでございます。

○中村委員

48か所ですね。わかりました。

今、パトロール等で掌握したということですが、やはり町会、商店街が独自に業者と契約して、積立金でやっているというその内容、そこまで掌握しなければ、いろいろなケースがあると思ひます。業者と契約して、年間通してこれぐらい降雪したら除雪に入ってください、これぐらい雪がたまったら排雪してくださいというように密にやっているところもあれば、小さな町会、通り、商店街などでは積み立てて1回やるのが精いっぱいというところもあるのです。ですから、その辺の密な、もう少し、実際に直接そういう団体、町会、商店街に接触して、聞き取りをして、その状況というのをもう少し綿密に掌握をして、市の除雪体制を組んでいただきたいと思ひます。それは可能だと思ひますけれども、その辺を伺って終わりたいと思ひます。

○（建設）雪対策課長

一般論ではございますけれども、商店街ですとか、町会が行っている除排雪につきましては、降雪ですとか、置き雪があった場合には随時、作業するのが一般的となって、市が実施するよりも非常に高い水準になっていることが非常に多いようです。ですから、このようなことから特定箇所を同じ水準で市が行うというのは非常に困難でありますけれども、商店街ですとか町会から除排雪の要望があれば、現在の除雪作業の中で共同作業が可能なのかも含めて協議させていただきたいと考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎公債費について

まず、公債費について伺います。

まとめてお聞きしますけれども、公債費の不用額の多くが利子の不用額となっているのですが、1点目は、平成

21年度から25年度の利子の不用額、2点目が、同じ5年間の利子の支出済額に対する不用額の割合、3点目が、その5年間の平均の利子の支出済額に対する不用額の割合、4点目が、そのさらに5年前の16年度から20年度までの利子の支出済額に対する不用額の割合についての平均についてお聞かせください。

○(財政) 財政課長

まず、利子の不用額についてでございますが、直近の5年間で申し上げますと、平成21年度から25年度で言いますと、21年度が利子の不用額は8,501万円、22年度が3,521万1,000円、23年度が8,935万4,000円、24年度が9,236万8,000円、25年度が8,224万8,000円となっております。

その前の5年間の利子の不用額でございますけれども、16年度から20年度で申し上げますと、16年度が利子の不用額が2,144万5,000円、17年度が1,383万3,000円、18年度が1,478万1,000円、19年度が6,534万3,000円、20年度が4,451万1,000円となっております。

支出済額に対する割合でございますが、21年度から25年度までの平均は9.6パーセント、16年度から20年度まで平均は2.3パーセントとなっております。

○小貫委員

それで、今説明があったように、平成21年度から25年度の5年間の利子の支出済みに対する不用額の割合と、16年度から20年度の5か年に対する同じ割合では、明らかに後の5か年のほうが不要額の割合が増えているのですけれども、予算の立て方に何か違いがあったのかどうか説明してください。

○(財政) 財政課長

予算の立て方で申しますと、あくまでも公債費の利子の部分の予算というのは、既に借り入れている分の利子に新たに借り入れる分の金額に利率を乗じて、その分を積算しておりますので、一応、予算の立て方自体について変わりはございません。

○小貫委員

しかし、予算の立て方に違いがないにしても、それぞれの5年間で違いが出ているのは、どこに違いがあると分析しているのでしょうか。

○(財政) 財政課長

まず、個別の各年度での違いというのは、今申し上げた借入れと利率の部分で言いますと、あくまでも予算編成時に、その時点の借り入れるであろう額を見込んで、それにさらにそのときの利率の状態から実際に借り入れるときの利率を見込みまして乗じておりますので、予算のときと実際の借入れのときにまず金額の差が出てくる形になります。

それともう一つ、予算のときの利率と実際に借入れをしたときの部分が仮に予算を立てたときよりも低い利率で借りることができれば、その部分が不用額となるものでございます。

○小貫委員

それで、今、元金はほとんど不用額がないわけであって、利子だけでこれだけ不用額に差が出るというのは、今の説明だけでしたら説明になっていないかと思うのですが、どうでしょうか。

○(財政) 財政課長

まず、元金につきましては、大抵の借入れというのは3年据置きとか5年据置きという形になっておりまして、予算を立てた次の年の部分でいきなり元金償還が始まるということはほとんどありませんので、そういう意味では元金についてはほぼ見込みができる形になっておりますので、元金については不用額がほぼ生じていないという形になっております。

利子の部分につきましては、なかなかどの程度の利率を見込めばいいのかというのは、非常に見込みづらいところがありまして、常に変動していく部分がございますので、その部分を勘案して私たちもある程度、現時点の状態

からプラスして見積もっておりますのが、それがそのときの本当の借入れの利率のところでは出てくるところでございます。

○小貫委員

だから、利率のプラス部分の見込みが甘かったというか、不確かだったということではないのでしょうか。

○(財政) 財政課長

不確かという言い方が適切かどうかはわかりませんが、私たちとしては、やはり予算が足りなくならないような形で一定程度、水準を確保させていただいているということでございます。

○小貫委員

それで、平成17年度のときは、利子に対する不用額の割合は0.8パーセントだったのですが、25年度の場合は13.2パーセントというふうに、明らかに近年のほうが増えているのですよ。この説明がいまいっていないかと思うのですけれども。

○(財政) 財政課長

個別の年度で言いますと、例えば、16年度、17年度、18年度というのは、非常に不用額が少なくなっておりますけれども、今、委員のおっしゃいました17年度は1,300万円ということで0.8パーセント、非常に低いのですけれども、このときは利子の不用額につきましては、平成18年第1回定例会の補正のときに減額補正しております。それは16年度も同様でございます。そういう要素がありまして、この年度につきましては不用額が少なくなっております。ただ、25年度につきましては、補正しておりませんので、当初予算との差がそのまま不用額になっているということでございます。

○小貫委員

それで、今後もこのような不用額が、今のままだと出てくると思うのですが、それについてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

繰り返しになりますけれども、先ほども言っているように、借入れのときの利率がどうなるかということになりますので、必ずしもこの枠が出るということはなく、経済状況ですとか、世界の状況によっては利率が上がって、足りなくなることも想定できるのではないかと考えております。

○小貫委員

◎住宅事業特別会計について

特別会計についてお聞きしますが、住宅事業特別会計について、主要10市で設置している市は、小樽市のほかどこがあるか説明してください。

○(財政) 財政課長

主要10市では、本市だけという形になっております。

○小貫委員

それで、法や政令上、設置が義務づけられている特別会計、企業会計について説明してください。

○(財政) 財政課長

法や政令で義務づけという話でございますけれども、まず地方財政法第6条で、公営企業につきましては、政令で定めるものについては、その経理を別にして特別会計を設けて行うとされておりまして、この政令で定める公営企業というのは、地方財政法施行令に掲げられており、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13事業が該当するものでございます。

(「国保や後期高齢、介護は」と呼ぶ者あり)

国民健康保険や介護保険は、こちらの法律ではなく、それぞれの国民健康法ですとか、介護保険法に基づいての

特別会計でやっている事業でございます。

○小貫委員

それで、そういうところからいくと住宅事業特別会計というのが出てこないのですが、小樽市として設置しているのは何か意味があると思うのですが、その意義、メリットは何なのでしょう。

○（財政）財政課長

意義、メリットにつきましてですけれども、実は先ほど説明した法律とは別に、地方自治法第209条第2項のほうで「地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」とされておりまして、本市においては、住宅については住宅を建設し、使用料をもらって運営しておりますので、一般会計とは区別して経理して、住宅事業としての歳入歳出が明確になるようにしている、これが意義であり、メリットだというふうに考えております。

○小貫委員

住宅事業特別会計をつくっていることに反対しているわけではないのですが、平成25年度で一般会計からの繰入金は何パーセントになりますか。

○（財政）財政課長

パーセンテージというのが何に対する割合なのかかわからないので、金額で言わせていただきますけれども、一般会計から住宅事業特別会計への繰出しというのは、3億2,161万3,105円になっております。

○小貫委員

それで、要は特定の財源をもってというのですが、繰入額が多いというところで、特定のものに果たしてどこまで当たるのかというのが少し疑問だったものですから、今、質問させていただきましたけれども、特に、だから特定の財源を持ってやるというところ以外は、何か財政的に助かるとか、そういうことで別に設置しているわけではないということですか。

○（財政）財政課長

小樽市からの繰入れだけではなく、あくまでも住民からの使用料という部分も特定の収入でございますので、そういうことを特定の収入という形かと思っておりますけれども、特会を設置することによって特別な、それ以外のメリットというのは、あくまでもメリットは明確になることではないかというふうに考えております。

（「財政上のメリット」と呼ぶ者あり）

メリットは、特段ないというふうに思っています。

○小貫委員

◎消費税について

次に、消費税についてですけれども、1989年当時の資料を見ていたら、その中で簡易課税について書いてあったのですが、特別会計の中で、簡易課税を行っている会計は幾つあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

現在、消費税申告で簡易申告を行っているのは、水産物卸売市場事業特別会計のみとなっております。

○小貫委員

それで、この簡易と本則の選択をする基準というのは何かあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

選択についてですけれども、申告の都度を選択できるというものではありませんけれども、基本的には、簡易課税でやるか、本則でやるかは、有利になるほうで申告するということが一つの基準かというふうには考えております。

(「有利というのは」と呼ぶ者あり)

支払額の部分で安く済むほうというのが、いわゆる有利ということにはなろうかと思ます。

(「市民からお金を取っておいて払わないで済む方法という」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「そういうわけではない。まあいいです」と呼ぶ者あり)

○委員長

文言には気をつけてください。

○小貫委員

◎学校給食について

それでは次に、学校給食についてお伺いいたします。

平成25年度に学校給食センターが稼働したわけですが、この稼働前と稼働後の残食率に何か変化はあるでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

学校給食センター稼働後の残食の関係ですが、現在、残食につきましては、おかず用の食缶に残った麺類、あるいは御飯類、こういったものも一緒に戻して回収しておりますので、食材ごとの残食料として計量できない状況になっております。

○小貫委員

今まではたぶんできていたと思うのですが、今後はどうしていくつもりなのか、その辺はいかがですか。

○(教育)学校給食センター副所長

センターでの洗浄作業を効率的に行うために今の方法をとっているところではございますが、残食の内容調査は非常に重要だと考えておりますので、今後は、方法を考えて、個別の残食量について調査していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

それで、問題は、残す量によって残食への教育という点なのですが、その辺はどのように行っているのでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

残食に対する児童・生徒への教育でございますが、食育の指導を通じて健康な体をつくるための食の大切さや生産者に感謝する心、こういったものを伝えていくとともに、学校給食センターとしましては、よりおいしい給食を提供するよう努めることで残食を減らすように取り組んでおります。

○小貫委員

やはり物を残すということは、私たちが子供の時代には非常に厳しく戒められた記憶があって、出されたものは全て食べなければいけないというところで育っています。今おいしい給食と言われましたが、確かにおいしい給食も重要なのですが、やはり嫌いなものだったら残していいのかという問題でも、それは教育としての給食としてのあり方とは違うのかと思いますので、その辺は留意していきたいと思っています。

それで、米飯給食についてですが、全道で、小樽市のように米飯給食が週2回以下の学校は、小学校と中学校でそれぞれ何校で、割合はどのぐらいでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

こちら北海道教育委員会が取りまとめた北海道の学校給食という資料によりますと、小学校では1,088校中51校で割合が4.7パーセント、中学校では601校中17校ということで2.8パーセントになっております。

○小貫委員

非常に少ないわけですが、そのうち小樽市の学校が占める割合については、小学校と中学校、それぞれ幾らでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

週 2 回実施校の割合でございますが、小学校では51校中24校ということで47.1パーセント、中学校では17校中14校ということで82.4パーセントとなっております。

○小貫委員

それで、今述べてもらったように、週 2 回以下の米飯給食というのは、全道として非常に少なく、さらにその中で、小樽市を除けばほとんど学校はなくなるぐらい小樽市の割合は高いのですけれども、そのことについて、教育委員会としてはどのような見解を持っているのか説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

確かに、米飯給食の回数が週 2 回というのは、全道的に見ても大変少ないと認識しておりますので、今後は、米飯給食に係る一般会計の委託料、こういったものも勘案しながら、何とか日数増の方策がないか検討したいと考えております。

○小貫委員

それで、仮に週 3 回にすると、米飯委託費は、どのくらい増加することになるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在の委託契約をベースに試算したところによりますと、食器の洗浄が年間1,850万円、食器の輸送の委託が年間350万円、合計で2,200円ほど増加するというふうに試算しております。

○小貫委員

そのぐらいの、そのぐらいと言ってはあれですけども、検討していただきたいと思います。

それから、平成25年度の配送体制についてですが、塩谷中学校の場合、発送10分前から給食時間までどのぐらいかかりますか。

○（教育）学校給食センター副所長

平成25年度につきましては、10時40分に給食が完成し、10時50分発車、そして12時40分に給食が開始となっております。

○小貫委員

学校給食衛生管理基準にある 2 時間以内の給食に努めるというところからはみ出ているところですけども、今年度は、もちろん改善策を図っていると思うのですが、何か改善されたのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

今年度につきましては、10時45分に完成し、10時55分に発車、そして12時40分に給食開始というふうになってございます。

○新谷委員

◎簡易水道事業について

簡易水道事業について伺います。

当別ダムの水の供給開始後、初めての決算となります。石狩西部広域水道企業団受水費は5,111万7,885円となっておりますが、受水費の水量は幾らで、1日の基本水量は何立方メートルですか。

○（水道）主幹

石狩西部広域水道企業団受水費の水量でございますけれども、42万7,050立方メートルとなっております。

また、1日平均水量につきましては、1,170立方メートルとなっております。

○新谷委員

水道使用料金の説明には13万3,885立方メートルと記載されています。これは有収水量だと思うのですが、これと受水費の水量の差は幾らになりますか。

○(水道)主幹

先ほどの42万7,050立方メートルとの差になりますが、受水費の水量との差は29万3,165立方メートルとなります。

○新谷委員

この29万3,165立方メートル、金額にして3,509万1,850円だと思いますが、これだけ企業団から余計に水を買っているということになりますね。

○(水道)主幹

石狩西部広域水道企業団の用水供給事業につきましては、平成25年度から開始した新規事業でございますので、施設の維持・管理に要する費用、経費など不確定な要素がございますので、企業団の経営を安定化するために必要な水量を負担しております。余計に買っているということではございません。

○新谷委員

ですが、これだけ大きな差があるのですが、この差の分は、何に使っているのですか。また、放流している分があると思うのですが、どれぐらいの量ですか。

○(水道)主幹

29万3,165立方メートルのうち、16万381立方メートルにつきましては、実際には受水しておりません。残りの13万2,784立方メートルにつきましては、地区内の水質保全のために使用してございます。

○新谷委員

放流している分があると聞いたのですが、それはないということですか。

○(水道)主幹

水質保全のために放水している水量が、委員のおっしゃる放流という部分でございます。

○新谷委員

相当大きな金額を払っていますが、実際に使っている分以上に払っているわけです。ですから、実際に使う分だけを企業団から買うというわけにはいかないのですか。

○(水道)主幹

ここの受水費の水量につきましては、平成19年度、事業再評価時に行った需要水量推計を基に算出された給水量を基にしてございます。

○新谷委員

それでは、このことについてはまた後で聞きますが、問題になっております地下水利用組合、ここが全部簡易水道に切り替えていないわけですが、ここが全面的に簡易水道を利用すると、その使用料金は幾らになりますか。

○(水道)総務課長

切り替えた場合は、約1億2,500万円と試算しております。

○新谷委員

これが入ると、簡易水道事業会計は収支均衡になっていくと思うのですが、

それで、北海道が平成19年に石狩湾新港地域に係る地下水揚水計画及び環境保全対策を示しておりますけれども、この中では、事業の予定者、実施期間、環境保全についてどのように示されておりますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

平成19年の石狩湾新港地域に係る地下水揚水計画及び環境保全対策についてですけれども、事業予定者は、小樽市、石狩市の水道事業者及び石狩湾新港地域食料品製造企業地下水利用組合で、実施期間は、19年度からおおむね24年度とし、環境保全に関連することにつきましては、揚水計画の範囲内の取水であっても、地盤沈下等の影響が現れる際には都市用水で対応することが示されております。

○新谷委員

このように平成24年度で一応終わったわけですけれども、新たな地下水揚水計画は示されておりますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

新たな地下水揚水計画については、示されていないところであります。

○新谷委員

それで、地下水揚水計画はもう終了しました。

北海道が地下水利用組合に指導すべきだと思うのですけれども、北海道から地下水利用組合に対してどう話しているのか、それに対して地下水利用組合はどのように考えているのかについてお聞かせください。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

まず、今、北海道が地下利用組合に対してどう話しているかということにつきましては、今後、地下水揚水計画等は策定しないということで、上水道の利用が促進されることが非常に重要だというふうに考えておまして、上水道の利用については特段の配慮をお願いしたいということで聞いております。

それに対しまして、地下水利用組合は、現在、利用している地下水費用に対して、簡易水道料金の単価が割高であることから、上水道に切り替えると企業の経営に大きな影響が生じるため、簡単に了承することはできないと聞いております。

○新谷委員

これは、たびたび建設常任委員会などでも言っていることですが、これまで地下水利用組合は、幾らまでだったら出せますということを言っております。それに対して、激変緩和措置のような措置をとっていったらどうかということについても、他の企業との公平性を欠くということで、それはできないということでした。であるならば、石狩湾新港や、この背後地の開発計画は、北海道の主導で進められたことでありますから、不足分の財政負担は道がすべきだと思うのです。そのことを市は道に要求していると思うのですが、道はどう言っておりますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

北海道の発言内容ですけれども、本市への直接の財政支援は非常に難しいということですが、地下水利用組合の各企業へは地下水から簡易水道に切り替えてもらえるように引き続き要請していくことと、当該地域への企業誘致を積極的に進めていきたいということを言っております。

○新谷委員

次に、計画水量について聞きますけれども、地下水利用組合が全面的に簡易水道を利用したとしたら、1日の使用水量は何立方メートルになるのでしょうか。

○(水道)総務課長

1日の平均水量ですが、1,216立方メートルになります。

○新谷委員

そうしたら、先ほどの1日平均水量1,170立方メートルは、それよりも低い数字ということになります。

それで、最大計画水量、1日3,100立方メートルの最終年次はいつか、また、平成23年第4回定例会で私が質問しましたが、この計画水量、1日最大3,100立方メートルは、船舶や生活、業務用などを推計して設定したという答弁でしたが、船舶と業務用、それぞれの計画水量と現在の1日平均使用水量についてお聞かせください。

○(水道)主幹

まず、計画水量3,100立方メートルの目標年次でございますけれども、平成47年度を目標年次としてございます。次に、計画水量の3,100立方メートルの内訳についてでございますが、船舶用水量が80立方メートル、生活・業務用等水量が3,020立方メートルとなっています。

次に、25年度の有収水量の実績ですが、1日の平均水量につきましては、生活・業務用等水量が352立方メートル、船舶用水量が15立方メートルとなっております、合わせて367立方メートルとなっております。

○新谷委員

大変低い数字が出たわけですが、実際には地下水利用組合が全面的に簡易水道を利用したとしても1日1,216立方メートルなのに1,170立方メートル買っているわけですね。この3,100立方メートルになるその平成47年度まで、25年度の1日1,170立方のままいくのか、増えていくのか、年次計画はどうなっていますでしょうか。

○(水道)主幹

計画水量3,100立方メートルにつきましては、平成47年度を目標年次としてございまして、25年度につきましては、1,170立方メートルとなっております。目標年次に向けて少しずつ増加をしていくということで推計してございます。

○新谷委員

具体的に言ってください。

○(水道)主幹

平成25年度は1,170立方メートルでございますけれども、47年度は、1日平均水量になりますけれども、2,282立方メートルを目標としてございます。

先ほどの3,100立方メートルにつきましては、1日最大計画水量でございますので、47年度の目標値としては2,282立方メートルになってございまして、年次ごとに、1年に60トンから100トン程度増えていくと推計してございます。

○新谷委員

今聞きました平成25年度は、一般会計からの繰入金金が9,400万円以上になっております。このままいくと、市の一般会計からの持ち出しがどんどん多くなっていくわけです。それで、そうならないためには地下水利用組合に使ってもらわなければならないという問題と、さらに使うところを増やしていかなければならないのです。石狩湾新港小樽市域で操業している企業、これが今、面積にしてどのぐらい進んだのか、23年度のときには26パーセントでしたけれども、それから大きくなっていく見通しはあるのか、その点について伺います。

○(産業港湾)荒木主幹

石狩湾新港小樽市域の企業立地状況で、今、委員から操業面積ということでお尋ねがございましたけれども、平成25年度末の数字で答弁させていただきますが、操業面積の比率、これは分譲用地236.4ヘクタールに対する比率ですけれども、28.5パーセントとなっております。

今後の見通しという御質問であります、こちらについてはなかなか答弁が難しいところでございますけれども、ここ二、三年の企業誘致の成果でございますが、東洋水産株式会社の北海道工場の新設、操業、それから横浜冷凍株式会社の冷凍冷蔵倉庫の新設、操業、ぎょれん総合食品株式会社の新工場の増設、操業と、ここ数年は、大規模な設備投資が続いておりますので、今後も引き続き積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

今聞きましたように、操業は28.5パーセントにしかすぎないということで、企業誘致の努力をしているのはわかります。しかし、これを正常な会計というか、そういうふうにとっていくためにはまだまだ企業誘致をしなければいけないわけです。そもそもこの計画が過大な計画だったというのは、先ほどお答えいただきましたが、実際に使っていない水の分まで買っている、余計なお金ではないということでしたけれども、安定した経営のために買わ

ければならないという答弁でした。ですから、これがやはり小樽市にとっては非常に重い負担となっているわけです。これに対して、これから企業誘致がどんどん進むとも思えませんし、財政負担がかなり大きくなって、市の財政が圧迫されるのではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

小樽市の財政が厳しい中、平成25年度の簡易水道事業会計で約9,400万円の繰入金が出てしまったことは、非常に本市の財政に負担になっていると考えてございます。

それで、北海道には、この25年度の決算状況を、先日、説明してまいりました。そして、今までもお願いしてきますけれども、北海道が策定した計画どおり、地下水を利用する企業が簡易水道へ転換するように必要な方策を早急に考えていただきたいということと、その転換がかなわなければ、収支不足分の補填など何とか本市への対策を講じていただきたいということをお願いしてきたところでございます。

北海道からは、先ほど主幹から答弁してございましたように、地下水利用組合に簡易水道の利用促進について要請を行っている、それと企業誘致も北海道としても力を入れていくというようなことをおっしゃっていただけましたけれども、実態としては、簡易水道の見込んでいた水量から大きくかけ離れて収支が発生して、大きな赤字が出ています。

今後も、受水量が少しずつ増えていくわけでございますけれども、北海道に対しては責任を持って対応していただくよう、引き続き粘り強く対応していきたいという考えで臨んでまいりたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 3 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

自民党。

○上野委員

近年、新聞でもそうですけれども、子供が犯罪に巻き込まれるケースが非常に増えているということで、その観点から、平成25年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中から質問したいと思います。

◎スクールカウンセラーの活用について

まず、スクールカウンセラーの活用についてですが、最近、スクールカウンセラーという言葉をよく聞くようになりました。私が子供のころには、全然そんな言葉はなかったような気がするのですが、このスクールカウンセラーの活用ですが、中を見させていただきますと、21年度は757回、そこから微増しております、今年度は828回のスクールカウンセラーによるカウンセリングの利用があることになっておりますが、まずは、どのような相談内容があるのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

スクールカウンセラーへの相談内容についてでございますけれども、平成25年度の状況については、まず一番多いのは、児童・生徒の不登校に関する相談でございます。続いて、友人関係に関する事、それから親子関係に関する内容、そういうものが多いという状況でございます。

○上野委員

不登校が一番多くて、続いて、友人関係、親子関係ということなのですが、このカウンセリングを受けられる子供又は保護者もいらっしゃるかもしれませんが、受けられる方の年齢とか、割合というか、どれぐらいの方が、どの層の方が多いのかとか、その辺がわかれば説明してください。

○（教育）指導室主幹

道費のスクールカウンセラーが各中学校に派遣されてございます。それから、市費のカウンセラーが、教育委員会に常駐という形でカウンセリングを行っている状況でございますけれども、まず中学生でいきますと、中学校3年生からの相談が一番多い状況でございます。次に、保護者についても、やはり中学校の保護者からの相談が多い状況になってございます。さらに、教職員のカウンセリングも行っておりますが、それについても、やはり中学校の教員の相談を受ける場面が多くなってございます。

○上野委員

今、お答えいただくと、やはり思春期の子供がいる保護者又は子供自身が多いのが答えからわかるのですが、先ほど不登校に関する相談が一番多いといった内容でしたが、不登校になりますと、子供は不登校なので基本的には学校に来られないと想定されるのですが、この不登校の相談は、やはり保護者の方が多いのですか。本人と保護者が一緒に来られてカウンセリングを受けたり、若しくは子供だけが、それが中学校なのか教育委員会なのかはわからないですが、相談されに来られるのが多いのかと少し気になりますので、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

不登校に関する相談が一番多いという部分ですが、不登校になってからの相談もございまして、その前に学校の登校状況における悩みという部分も不登校の相談に入っておりますので、もし不登校になった場合の相談につきましては、まず、学校としてはしっかりと保護者と話をすることが大事であろうかと思っております。その後、やはり本人、保護者を交えての話という内容が多くなってございます。

○上野委員

今、不登校になる前というか、学校のことがだんだん嫌いになっての相談、あるいは完全に不登校になってしまったという話がありましたけれども、実際、不登校に関しましては、経年で人数はどれぐらい変化をしているものなのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

不登校の人数ですが、詳細な人数は今、手持ちの資料にございませんけれども、不登校については、平成24年度までは年々減っている状況でございます。

○上野委員

減っているということは、やはりこのカウンセリングが功を奏しているということかと思うわけでありませぬけれども、今後、回数も多いことですが、子供にとっては、昔は、私のところは養護教諭でしたが、よく何かあったら養護教諭のところに行って何か雑談でもすると気分も晴れるような、私の養護教諭は女性でありましたけれども、子供心に何となくそういう思いがあるのですが、今はスクールカウンセラーがそういう役割を担っているのかと思うのですが、今後、このスクールカウンセリングの役目が非常に重要だとは思いますが、この不登校や友人関係、そういうものの取組が、今後、どのような形で進んでいくのかと、もう一点、先ほどのカウンセリングを受けられる方の回数は出ていますが、同じ子供あるいは保護者の方が何度も来られるケースが多いのかどうかだけお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

まず、スクールカウンセラーについては、カウンセリングのみならず、学校におりますので、日常的な生徒とのコミュニケーションを図る中で、子供たちの抱える不安などを解消して安心して学校生活を送ることができるよう

に、そういった側面も持っています。

繰り返し相談を受けるということについては、やはり 1 度の相談ではなかなか解消できない場合もございますので、繰り返し相談を受ける中で不安を取り除くということも多くなってございます。

○上野委員

ぜひとも、これから重要な仕事でございますし、また、このスクールカウンセラー、特に何回も来られる方、特に子供ですけれども、たぶん想定するに、クラス内でなかなか友人関係もありますし、うまくいかないのも、そこに逃げ場を求めて来るというのが、何回も来る子供の心情だと思うのです。

そこで、スクールカウンセラーの方は、当然取り組んでいると思うのですが、そのスクールカウンセラーのみの相談だけではなく、当然、担任の教員も含めた学校全体の取組も、回数が多い方には特に注視して取り組んでいかれますことをぜひお願い申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

◎情報モラル教育について

続きまして、情報モラル教育研修講座とネットパトロールの体験会について、お尋ねします。

今、情報媒体というのが非常に増えておりまして、それこそ私の子供のころはテレビとラジオぐらいですか、新聞などありますけれども、子供のころはそんなに新聞は読まなかったもので、テレビ、ラジオ、雑誌がいいところだったと思うのですが、今でしたら、そのほかにも、特に多いのがインターネット関連のもの、スマートフォン等、子供が求めようが求めまいが情報だけはどこからでも入ってくるという。子供にとっては、発育上なかなか選択できる柱がまだあまりなく、精神上、それを取捨選択するようなものがない状況で、そういう情報だけが非常に入ってきて、子供に混乱を来している部分もあるのかと思ひまして、こういうネットパトロールは特に必要なことだと思うのですが、これは平成21年度から行っていまして、こう見ると、今年度は、特に情報モラル教育研修講座の参加者、あるいはネットパトロール体験会の参加者が多くなっているのが見えるのですけれども、この多くなった要因としてどういうものがあるのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

情報モラル教育研修講座については、教員の情報モラル教育の指導力向上を狙いとして行っております。

それから、ネットパトロール体験会については、ネットパトロールの知識・技能の習得を狙いとして行っており、年々、その参加者数は増えております。やはり今の、児童・生徒を取り巻く情報モラルの状況に、教員も危機意識を持っているということの表れではないかと感じております。

○上野委員

特に、ネットパトロール等、テレビでも、誹謗中傷などがネット上に出て子供が傷つけられるような事件が非常に起きておりますけれども、小樽市においては、このネットパトロールで、そういうようなネット上に子供たちの情報やら何やら、誹謗中傷などが出るような、そういう事象は今までにあるのかどうかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

ネットパトロールによって、問題が発覚した事案についてですが、道教委が委託している業者からの定期的な情報提供によりますと、平成25年度の状況で示しますと、個人情報の公開が95件、それから個人や教職員への誹謗中傷が3件という状況になっております。

○上野委員

まず、個人情報の流出というのは、具体的にはどのような形で出ているのかと、それと誹謗中傷というのが一つ出ましたけれども、それはたぶん、ネットに書いた人が誰かを誹謗中傷するからなると思うのですが、それに対してどのような手だてをなされているのか、たぶん深刻化しないようになされていると思ひますので、どんな手だてがなされているのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

個人情報の公開という点については、まず自分だけではなく、例えば友達の名前をインターネット上に公開してしまう場合、それから写真の公開、そのようなものが個人情報の流布と呼ばれておりますけれども、公開ということでネットパトロールで発覚する場合がございます。

それから、これらの対応についてですけれども、これらのネットパトロールで明らかになった事案につきましては、まず、子どもが知った場合にはすぐ学校に連絡し、学校は、その個人が特定された場合には適切に指導を行うことになってございます。

それから、各学校においても、定期的に情報モラル対策委員がネットパトロールを行っておりますので、そこで気になることについては即、指導するという対応をとっております。

いずれにしましても、やはり起きてからではなく、ふだんから情報モラル教室というものも行っていきながら、そういったところの啓発にも努めているところでございます。

○（教育）指導室長

今、主幹から、業者委託している情報提供の部分がありましたけれども、中は、リスクが三つの段階に分かれていまして、低いものとしては、先ほど主幹が言いました個人情報の公開ということ、これにつきましては、学校にこういう情報がありましたということを提供します。

ただ、リスクの高いもの、例えばいじめ、誹謗中傷、自傷・自殺、不当・不法行為、家出等、これらのものについては個人が特定されるということから至急対応して、その個人に当たるのが前提になっていきますので、そういうものが実際3件あったということですので、そういうものについては即座に対応するとなっております。

○上野委員

今お答えいただいたら、実際、重度化というか、深刻化しないうちに速やかに対応されているということで、御努力をされていると感心いたしました。

確かに本当に、インターネットの、今おっしゃいましたけれども、それは子供だけではなくて、大人も実は気をつけなければならないことで、私もソーシャルネットワークをよく使うのですが、その中で本当に自分の中のモラルが、うかつに自分の撮った写真の中には結構プライバシーに反するものが出てくる可能性もあるので、私たちも反省しなければならないという思いを込めて今、質問させていただきました。

そこで、現在もそうですけれども、依存症というのでしょうか、スマートフォンや何か、そういう、ネット依存症というのが結構、深刻化しております、都心などでは、よく自転車に乗りながらネットをして前を見ていない、あるいは歩きながらも四六時中スマートフォンをいじっていると。他国においては依存化がものすごくひどくて更生施設まであるところがあるらしいのですけれども、今後、懸念されるのがやはりこのネット依存、私も言いながら、スマートフォンをあまり持たないようにしようと思うのですが、このネット依存が本当に気になる場所なのです。これに、そういう仮想の世界あるいは仮想の情報の中に入っていくと、なかなか現実との乖離が大きくなるというのは、もう周知の事実でありますけれども、この依存症に対しては、今後、何かしらの取組はされていかなければならないし、現在でも、たぶん学校等でも、携帯電話の使い方、携10運動も含めて取り組まれていると思うのですけれども、この依存症に対する見解と、今後、どういうふう考えていくか、もし方向性があればお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

本市の児童・生徒が、いわゆるインターネット依存症になっているかについての調査などは行っておりませんが、詳細についてはわからないところでございますけれども、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果からも、本市においては依然として、使用時間が長いなどの課題が見られている状況でございます。これまでも、携10運動を行ったりということで取組は進めてまいりましたけれども、現在、校長会と協議しながら、具体的な対応策について検

討を行っているところです。今後、携10運動の強化も含めて、もっとこの問題について踏み込んでいきたいというふうに考えてございます。

○上野委員

今後、世代がどんどん進むに依じてそういう可能性が出てくるのは、まず間違いないことであろうと思いますので、さまざまな情報を収集していただいて、当然、情報媒体がさまざまあるということは、使う私たちにとっては非常に便利な部分もありますけれども、やはり怖い部分もありますので、そこら辺の線引きは、やはり今、幼い時期から積んでいかなければ、なかなか大人になったときに分別がつかなくなる。今、私は大人になってから使っているんで、果たしてと自分でも少し思うのです。大人も、当然、反省しなければならないですけれども、当然、先ほど、子供もそうですが、やはり保護者です、保護者は、たぶん私たちの世代だと思うのですが、子供のころ、そのようなものは持ったことがないですし、使っている自分もどこまでそれを把握して使っているのかといたら、意外に使い方をわかっていないで使ったりしているのです。ですから、無意識のうちに写真なども無差別に広がっていく、自分はそんなに広げたつもりはないのに、そういう情報が無差別に広がっていくような、そういうものは今日、先ほどの質問の中で情報モラル教育、これは教員ですけれども、そういう体験もございますので、ぜひ保護者の方にもそういう怖さというものを周知していただければと思います。

○上野委員

◎築校小樽塾について

次に、築校小樽塾についてお尋ねいたします。

この築校小樽塾は、教育長の肝いりで始められた取組でありますし、私も非常に賛同しております。今まで、教員がなかなか学校あるいは教員の枠を超えて集まったり、あるいは体験したり学習したりするという事は聞いたことがなかったので、非常に新しい取組だと思っておりまして、これが平成24年度が37人、25年度は52人ということで、随分増えているということで、この増えた取組の内容についてお聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

築校小樽塾の塾生も年々増加してございます。

それで、平成25年度の取組について簡単に説明をいたしますと、例えば学習支援ボランティアについての研修を深めたり、それから小樽の歴史を学ぶという講座を2回開催してございます。

それから、小樽青年会議所が主催する奥沢水源地の散策勉強会にも教員を参加させていただいているところでございます。6講座行いまして、延べ210人、これは築校小樽塾以外の教員も含まれますけれども、25年度は、延べ210人の教員が築校小樽塾で学んでいます。

○上野委員

それで、私も何度か築校小樽塾も拝見させていただきまして、教員と話をさせていただいたのですが、現在はほかの団体が行ったものに参加したり、あるいは勉強会や研修のような形で集まって学びを増やしている場が多いのかと思うのですが、やはりこれからさらに実践を含めた、教育長がおっしゃっていたように、教員が教鞭というか、学校で教えるだけではなく、さまざまなものを体験していかないと幅広く子供たちを教育できないという理念の下にこれはたしか行っていると思うのですが、今後、もし築校小樽塾として何かアクションを起こすものがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

今年度は、塾生が67名に増えました。

今後についても、例えばボランティア活動への参加だとか、そういうことを通して、今、委員がおっしゃいましたように、本塾の理念の一つであります、教員が小樽市の一市民として社会に役立つ活動、取組を今後、行ってまいりたいと考えてございます。

○上野委員

ぜひとも、小樽市にはいろいろな団体がありますし、いろいろな活動をしているところがありますので、主体的に協力して、共催というか、一緒に取り組んで新たなことを、今、具体的なものはまだ出てこなかったのですけれども、ぜひ具体的なものを取組の中で出されていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○鈴木委員

私ども自民党は、当委員会に付託された案件につきましては、全て認定というつもりであります。その上で、二つ聞かせていただきます。

◎諸収入について

はじめに、諸収入についてでありますけれども、諸収入の中に、広告料収入がございます。これは、数年前から、いろいろな形で広告を取り入れて、なるべく財政的に支援していこうとか、設けていこうという話で、結構鳴り物入りで行った経緯があるという思いであります。今年度は、約100万円減ってしまっていて、本来はもう少し年々伸びていく予想でありましたけれども、この実態について説明願います。

○（財政）齊藤主幹

広告料収入についてでございますけれども、確かに金額はあまり大きくないものの、財政健全化の観点から、自主財源確保の対策として重要な取組の一つとして位置づけておりまして、今後も進めていくべき施策の一つと考えております。

それで、今回、予算に比べて決算が小さかった理由といたしましては、まず、広報おたるやホームページの広告掲載が減ってしまった、あるいは市民税や固定資産税の納税通知書の送付用の封筒にも広告を掲載していたのですが、この広告も残念ながら減っています。この減の要因としては、いずれも広告の募集はしたのですけれども、不景気などが原因なのか、思うように広告掲載を希望する企業が集まらなかったという実態がございます。

ただ、平成24年度の決算額は約568万円でありまして、25年度の決算額は、決算ベースで言うと前年度より多少増えていること、また、26年度の状況を見ましても、若干上向きになっているような感触もございます。いずれにいたしましても、広告料収入の確保については、他都市でもいろいろな取組をしておりますので、それらも研究しながら、小樽市としても今後も自主財源確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木委員

それで、広告料収入は、今おっしゃったように不景気ということもあろうかと思っておりますけれども、やはり市でいろいろな明細に広告を載せたりとか、広報おたるに広告を載せる、そういうことの付加価値といえますか、そういうことをしっかりアピールしていただいて、別に広告料収入が見込めるものがありましたら、どんどん率先してやっていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

委員のおっしゃるとおり、広告収入の確保といいましても、いろいろなやり方がございまして、先ほどの封筒に記載するですとか、あとホームページに記載するほかにも、他都市でも、例えば本庁舎のマットに広告を入れたりですとか、あとエレベーターの壁面に入れたりとか、いろいろな工夫をした取組をしている自治体もございます。

我々としても、やはりそれら、効果という部分もありますけれども、いろいろ研究しながら進めていきたいと考えております。

○鈴木委員

その点は、次年度以降も頑張っていたきたいということで、終わります。

最後になりますけれども、諸収入のところ、115ページの最後から116ページにかけてですけれども、予算現額

の記載がない収入済額になりますけれども、本来はやはり予算化されていてどうかということです。たぶん、予算現額を書けないということはそれなりの理由があると思うのですが、一つ一つですと大変ですので、概括的に、予算現額が書けなかった理由を説明してください。

○（財政）財政課長

諸収入の後段の予算現額がないものについてでございますけれども、これは概括的に申しますと、予算編成の際に見込むことができなかつたものですか、突発的に収入になったもの、あとは当初予算で多いのはやはり精算金という形の収入になっておりますけれども、年度途中で精算されて入ってくるかどうかはわからないため、予算を組んでおらず、最終的に入った状況で決算している形で、並んでいるということになっております。

○鈴木委員

そうしますと、最後に具体例になりますけれども、例えば道派遣職員給与費負担金収入とあります。これは635万7,201円と、かなり大きい金額となっておりますので、これを具体的に説明願います。

○（消防）総務課長

この道派遣職員給与費負担金収入ですが、小樽市消防職員1名が対象になっております。

今回、予算に計上できなかった理由ですが、こちらにつきましては、平成24年11月に北海道から小樽市に対して、北海道消防学校の講師1名の派遣について協議がありまして、その後、北海道と小樽市が調整した結果、北海道からの正式決定が25年2月でしたので計上できませんでした。

○鈴木委員

それで、もう一点だけ、この635万7,201円は、人件費という話ですが、かなり高いと思うのですけれども、これはなぜか説明していただけますか。

○（消防）総務課長

道派遣職員給与費負担金収入の内訳ですが、本人の給与と諸手当と共済組合の市の負担金の三つが含まれており、約635万7,000円という金額となっております。

○鈴木委員

この金額からすると、共済組合の市の負担金も入れてですから、課長クラスということでよろしいのですか。消防学校に派遣された中身というか、どうしてということを説明していただけますか。

○消防本部次長

今、派遣の要因といいますか、中身という御質問ですけれども、まず現在、派遣になっていますのは、係長クラスの間で消防学校の講師として派遣されております。これは、北海道消防学校が道内の各消防本部に対して、新しく採用された学生に対していろいろな教育をするのですが、生の現場の経験を伝えるといった趣旨から各消防本部から現場を経験した職員を集めて教育をしているということになります。そのほか、道職員のプロパーも含めて教員となっています。

○鈴木委員

結局、この収入のこういう形は、最後の決算でなければなかなかわからなかつたものですから、支出に関しては、補正予算などで、途中で報告もありますし、そういったことがあるわけですけれども、決算で初めてわかつたということで聞いたわけでありませう。

そういうことで、先ほど申し上げたとおり、私どもは決算について認定するつもりでおりますけれども、以上をもって質問を終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎児童虐待について

児童虐待について質問させていただきます。

先日新聞報道によれば、警察庁がまとめた本年 1 月から 6 月までの 18 歳未満の子供で、虐待を受けている疑いがある子供は、全国で 1 万 3,000 人を超え、過去最多になったとありました。

それで、平成 25 年度の事務執行状況説明書の 66 ページに、家庭児童相談等の相談内容別内訳によれば、小樽市における児童虐待相談件数が 56 件と記載されています。

そこで、最初に、児童虐待の定義についてお聞きしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

児童虐待の定義に関してでございますけれども、児童虐待防止法において 4 種類に分類されています。順次申し上げますと、児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加える身体的虐待、それから児童にわいせつな行為を行う等の性的虐待、それから、いわゆる養育放棄であるネグレクト、それから児童に対する著しい暴言などで心理的外傷を与える心理的虐待の 4 種類となっております。

○松田委員

そこで、私もかつて、集合住宅なのでこの家とは確定できないけれども、近所で時折、子供の泣き叫ぶ声が聞こえるが、虐待をしているのではないかという通報を受け、子育て支援課に相談して、調査していただきましたけれども、結局、家が確定できないということでわからずじまいに終わったケースがあったのですが、ここで言う児童虐待件数 56 件とは、先ほどの定義に基づいて虐待と判断した相談件数なのか、それとも今言ったように、虐待しているのではないかとの憶測も含まれた相談件数も含まれているのか、この点についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

事務執行状況報告書の中に記載いたしましたこの 56 件の意味合いでございますけれども、虐待があった、なかったという判断の下での件数ではなく、いわば虐待の疑いがある相談、通報という内容でございます。

○松田委員

それで、56 件の相談、通報ですが、これは誰から寄せられたものなのかについては把握しているでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

経路別で申し上げますと、児童相談所から 21 件、それから市町村関係ということで、福祉事務所など 5 件、それから、その他は保育所等、医療機関等、いろいろございますけれども、30 件となっております。

○松田委員

ここでは件数が示されておりますけれども、中には 1 件で例えば兄弟とか姉妹と複数の児童が虐待を受けている場合もあると思いますが、その点で、件数ではなく人数的なものはどうなっておりますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今回の 56 件につきましては、同数の 56 人ということになってございます。

○松田委員

児童虐待件数は 56 件ということですが、相談内容別内訳の右に年齢別内訳がありますけれども、この 56 件を年齢別で分けた場合、どのようになりますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

年齢別内訳で申し上げますと、3 歳未満の子供が 11 人、それから 3 歳から就学前の子供が 17 人、小学生が 22 人、中学生が 3 人、高校生・その他が 3 人という内訳でございます。

○松田委員

それで、虐待というのは、親だとか、いろいろな周囲からもあると思うのですけれども、この 56 件につきまして

は、誰から虐待を受けていたのか、俗に言う加害者ということでくくっていいのかあれですけども、誰からの虐待かについては押さえていますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

56件につきましては、そうしたおそれのある相談ということで押さえているところがございます、その虐待者に関しましても、そのおそれのあるということで御理解願いたいのですけれども、実父が24人、それから実父以外の父親3人、実母が27人、その他が2人、そのような内訳になってございます。

○松田委員

実父から24人というのはすごい人数だと思うのですけれども、市では、このように児童虐待の通報があった場合には、どのような対処をしているのか、その点についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

今回の統計上の整理の区分で申し上げますけれども、一つは、1回若しくは数回の助言・指示等によりまして問題が解決すると考えられます子供や保護者に対する支援として、助言・指導がございます。そのほか、継続的な支援が必要だということで、例えば必要な機関に通所をさせるなどの、そうした継続指導、そういったものもございます。それから、そのほかは児童相談所送致という対応もございますけれども、今回のその56件につきましては、最初に申しあげました助言・指導というのが22件、それから、今申しあげた以外にその他というのがございまして、それが34件という区分でございます。具体的にその他を申し上げますと、今後の、例えば見守りを継続していく必要がある、いわば経過観察というような整理でございます。

○松田委員

先ほど、1月から6月まで1万3,000人ということで、虐待を受けている疑いのある子供の人数が最多だという報道があったということで、それで小樽市における児童虐待件数の推移を確認しようと思ひまして、平成24年度の事務執行状況説明書を調べましたが、24年度にはこの児童虐待の記載がありませんでした。児童虐待というのは、以前からあったと思うのですけれども、そこで25年度の事務執行状況説明書には、社会的関心の高まりや他都市の動向等を踏まえ、本年度より福祉行政報告例の報告に基づき内訳記載に改めましたという注意書きがあったのですが、他の自治体の動向をとすることは、ほかの都市では以前から虐待件数が公表されていたと思うのですけれども、小樽市におけるこの事務執行状況説明書の記載様式を変えた理由というのは何でしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

委員が今おっしゃいましたように、事務執行状況説明書にも、簡潔に記載をしたのですけれども、児童虐待、相談も含めまして、社会的にも高い関心が寄せられてきているという内容でございます。

そうした中で、平成25年度に、札幌市が報道発表の形でこうした件数を公表するというような動きもございまして、そうした動向も踏まえて、今回、国の統一様式であります福祉行政報告例という様式に改めました。これによって今回から記載を変更したという経緯でございます。

○松田委員

それでは改めて、平成23年度、24年度の小樽市における虐待件数及びその虐待内容についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど申しあげました平成25年度56件という虐待のおそれのある相談件数でございますけれども、それと同様の件数を申し上げますと、23年度は41件、24年度70件でございます。

それから、内訳でございますけれども、23年度41件の内訳につきましては、身体的虐待に関するもの19件、ネグレクトに関するもの14件、心理的虐待に関するもの8件、24年度につきましては、70件のうち、身体的虐待に関するもの10件、性的虐待に関するもの1件、ネグレクトに関するもの23件、心理的虐待に関するもの36件という内訳でございます。

○松田委員

かなりの件数があるという、特に平成24年度は70件あったということで、改めてびっくりしたのですけれども、虐待は密室で行われることが多く、周りが気づかないケースもあり、また、少子化が問題視されて、子供は宝と言われながら、このように虐待件数が増加することは本当にゆゆしき問題です。

まず、この虐待の対応につきましては、自治体だけでは解決できない部分が多々あると思います。それで、関係機関との連携をとっていくことが大事だと思いますけれども、最後に、虐待防止に向けて取り組んでいく、その方向性について、小樽市の考えをお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃったとおりでありますけれども、本市におきましては、警察や児童相談所、それから保育所、幼稚園など、関係機関16機関によりまして小樽市要保護児童対策地域協議会を設置しております。

それで、先ほど、通報のあったような関係の、例えば個別のケース検討会議の開催ですとか、関係機関同士が連携を図るようにして取り組むということにしております。そのほか、協議会の取組といたしましては、児童虐待防止に関する広報啓発活動ということで、例えば小・中学生向けのパンフレットや教員向けの資料の配付ですとか、保健所の乳幼児健診の際の啓発資料の配付ですとか、そのほかにもいろいろなPR活動に取り組むこととしております。

また、研修としましても、こうした関係機関を対象としながらセミナーの開催なども行ってございまして、今後も、市民の皆様に対して幅広く周知を図ることを続けてまいりたいと思っております。

それからまた、個々の対応につきましても、関係機関同士の連携ももちろんですけれども、専門機関であります児童相談所の助言・指導も得ながら、今後も引き続き、このような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

◎学校給食費について

はじめに、学校給食費について質問させていただきます。

平成25年度の学校給食費の収入の合計額と支出合計額を主な内訳とともにお示しいただきたいのと、また、次期繰越金額についてお答えください。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食費の平成25年度決算でございますが、収入といたしましては、給食費として4億840万7,000円、手数料負担金、その他収入といたしまして142万5,000円、前年度繰越金として2,354万2,000円、収入合計として4億3,337万4,000円となっております。

また、支出につきましては、パン、米飯、牛乳等、主食につきましては1億5,892万円、肉・野菜類、加工食品等、おかず類につきましては2億6,173万3,000円、口座振替の手数料といたしまして79万7,000円、次年度への繰越金として1,192万4,000円、支出合計4億3,337万4,000円となっております。

○千葉委員

今伺った中で、平成25年度に次期繰越金とされている金額が1,192万4,000円で、24年度分からの繰越金が2,354万2,000円でしたので、非常に次期繰越金が減っていると思います。

改めて、収支不足の金額と、この要因を詳しく説明願います。

○（教育）学校給食センター副所長

次期繰越金が減った要因でございますが、食料品が平成24年度に比しまして、野菜類が約13パーセント、一般食品が約7パーセント、それから肉類が約3パーセントと、大幅に上昇したということがございます。

○千葉委員

収支の不足金額を、お答えいただけなかったのですが、ざっと1,150万円ぐらい減っているということで、年度内の給食費ではおさまりきらなかったという状況ですけれども、実際に、平成25年度中のいつぐらいに収支が不足するのではないかと予測できたかについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

夏以降、秋口より食材費の上昇がとまらない状況となっております。また、それが数年続いたということで、不足が生じてしまうことは、秋口から認識しておりました。

ただ、年度途中で給食費の値上げ等で保護者に新たな負担を求めることは大変難しいということで判断いたしましたので、繰越金で対応させていただきました。

○千葉委員

今までも、年度内で収支がおさめられないときは、デザートなどで調整したり、また食材の見直しなどで努力されて何とか黒字というのですか、収支不足にならないようにしてきたと思いますけれども、今回、秋ぐらいからそういうことが予想されたということで、どのような対応、対策がとられてきたかについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

給食の物資を選定する際に、栄養価、品質を見比べて最も価格の安いものを選定したり、また、野菜類につきましても、高騰している薬物にかえて、例えばキャベツなどを利用したりとか、品種を差し替えるという対応をとってまいりました。

○千葉委員

今回、これだけ不足していたのは驚きですけれども、では過去どうだったのかということで、次に単年度ごとの収支の状況、差額でお示しいただきたいのですが、年度ごとに、次期繰越金額から前期繰越金額を引いてどうだったかということで、5年ほどさかのぼってお示し願います。

○（教育）学校給食センター副所長

単年度収支の状況でございますが、まず平成21年度は89万円のプラス、22年度は88万円のマイナス、23年度は82万円のプラス、24年度は114万円のプラスとなっております。

○千葉委員

この数字を見ても、今回は、異常事態と言っているかわかりませんが、不測の事態が生じたと思っております。過去にさかのぼって、1,000万円台の不足が生じたことはあるのかどうかについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

過去において、これだけの不足というのはございませんでした。

○千葉委員

以前、繰越金が2,000万円以上あるということで、これはどうなのだという質問をさせていただいたときに、新入生が入ってきた場合に給食費がすぐ入らないということで、新年度の運転資金として活用しているという話もありましたが、実際に運転資金は、年度当初、幾らぐらい必要なのか説明願います。

○（教育）学校給食センター副所長

年度当初の運転資金でございますが、まず小学校新1年生の4月分の給食費が遅れて入ってまいります。この部分が約200万円、それから就学援助世帯の給食費も遅れて学校教育課から振り込まれます。そちらの金額が約700万円ということで、合わせて約900万円前後の運転資金が必要と考えております。

○千葉委員

繰越金のあり方について、いろいろ質問させていただいていますが、公会計化の検討が教育委員会でいよいよ始まったという段階で、今回、このような大きな不足が生じたということになると、次期繰越金が1,000万円台

になって、今聞くと運転資金でほとんど使われてしまうと。年度内にまたこのような高騰等がないとは限らないという状況を考えますと、業者への支払などは月ごとかというふうに思っていますが、そういう不足、支払ができない状況は起きないかどうかについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

そのようなことはないというふうに考えております。

○千葉委員

ないということで、なければいいのですけれども。今まで、この給食費を算定するに当たっても、非常に予測しにくい要素もあるかというふうに感じているところです。実際に不足が生じた場合、22年度で言うと先ほどマイナス88万円という金額もありましたけれども、今後、不足分が繰越金以上になった場合の会計上の対応は、どのようになるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

まず、食材費の見方につきまして、より慎重に見極めていくこと、それから食材費の暴騰等によっては栄養価等に影響がない形でのメニューの差し替え等、そういった部分で対応してまいりたいと考えておりますので、不足が生じないように、執行については慎重に行ってまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

今までもいろいろ質問させていただいて努力は非常に認めるところですけれども、今回の、平成25年度のそういう状況から、やはりこれからも考えられる要素かと思っております、給食費を決める段階でも、過去のその上昇率だとか、そういうことも加味して決められることになってはいますが、これが給食費にはね返るということは考えられるかどうかについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

当然、食材費の動向につきましては、給食費に大きな影響を与えるものではございますが、中でもメニュー、献立の工夫等、まだまだ努力するべきところはあると思っておりますので、その辺は慎重に給食費を算定してまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

今までは、たまたま次期繰越金が2,000万円以上あったので、今回の大きな収支不足は何とか免れられたと思っておりますけれども、実際にこれが2年、3年続くとどうなるのかなと非常に懸念をしております。

財政部に伺いますけれども、こういう事態が予測された場合、また実際にそういうことが起きた場合、財政部としてはどういう対応が考えられるかについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

今は、学校給食は私会計でやっておりますので、財政部の立場としてどうこうということではございませんけれども、基本的に学校給食につきましては、施設とか、つくるほうの形は学校、設置者の負担となっておりますが、食材は保護者の負担となっておりますので、財政サイドとしてどうこうするという以前の問題として、先ほど教育委員会から話がありましたように、やはりそうならないような見通しを立てて対応していくことが必要だと考えております。

○千葉委員

今回はそういう見通しをきちんと立てたが、年度途中でこれだけいろいろな野菜等の高騰があったということなので、これからも考えられることだと思っております、では、逆に私会計に公的な資金を入れることは、法的に何か問題があるのでしょうか。

○（財政）財政課長

地方公共団体の会計が、補助をするとかという部分においては公益性というものが判断されますので、補助とい

う形であれば、その辺が判断一つあると思います。

あと……

(発言する者あり)

できないと思います。そういうことではなくて、どのような形で支援していくかについては、具体的に今は答えることはできませんけれども、仮にそういう不測の事態が生じる場合には、教育委員会の考え方について話は聞いてまいりたいと考えております。

○千葉委員

年度途中で給食費を上げる状況にもないようですし、本当に今、学校給食センターではかなり努力をして食材を選んでいくというふうにも思いますので、その努力もしながら、こういう不測の事態で、本当に不足したときには、財政部等と手だてを考えていただきたいと思いますので、それを要望して終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 4 時 22 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 11 号平成 25 年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを除く議案について、不認定の討論を行います。

詳しくは本会議で行います。

議案第 11 号土地取得事業特別会計につきましては、当初予算の段階では、私たちは反対いたしましたが、その後、補正によって、この土地取得事業特別会計が廃止されることが明らかになりましたことから、今回、決算では賛成に回ることにいたします。

そのほかの案件について、理由を説明します。

2013 年度は、第 6 次総合計画の前期実施計画に掲載された新・市民プール実施設計まで行う事業を取りやめて、引き続き無駄遣いである石狩湾新港の負担金又は日本カジノ創設サミットの開催補助金を出す一方で、18 億円の不用額を出しながらも、福祉灯油など、市民生活を応援する政策への転換が行われませんでした。

また、一般会計を除き、市民へ消費税負担を強いることは、生計費非課税という近代税制の原則にも反しています。国保や介護保険、後期高齢者医療など、社会保障の保険料引下げや給付の充実など、市民生活の応援を求めるものです。

病院事業については、経営の安定化を目指すことはもちろんですが、市民へのよりよい医療の提供という点からも、DPC や給食委託は撤回することです。

水道、下水道については、単年度で黒字を出しており、基本水量の見直しや料金の引下げを決断すべきです。

以上、委員各位の賛同を呼びかけまして、討論といたします。

○中村委員

一新小樽を代表して、議案第 6 号平成 25 年度小樽市一般会計歳入歳出認定についての討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、15本の決算議案については認定の態度といたします。

一般会計決算では、財政については、財政調整基金が一時は枯渇するなど、まだまだ厳しい財政状況にはありますが、他会計からの借入れをせずに黒字決算を確保したこと、教育予算については、都市の状況によって一概に比較はできませんが、目的別経費状況調べでは、道内主要10市と比較すると低い状況にあるものの、累積赤字を抱えていた当時と比べて増加し、学力向上、指導力向上など、さまざまな施策を行っていることなどから、一定の評価がなされるべきと考えております。

しかしながら、我が会派から1点、第8回日本カジノ創設サミットin小樽開催補助金20万円について強く指摘をいたします。この補助金が計上された平成25年第3回定例会で、市長は、この補助金を契機に誘致の取組を進めるとともに、情報収集・提供に努め、議会や市民の幅広い意見も伺うとおっしゃっていました。また、市に大きな財政負担が伴った場合、IR推進法案の内容が大きく変わることが判明したときは誘致活動から撤退することもあり得ると明言されておりました。

ところが、昨年10月に開催されたカジノ創設サミットにおいては、カジノを含むIRの導入のメリットばかりが示され、かつ、そのデータにおいては、非常に根拠に弱いデータが並び、説得力に欠けるものでした。さらに、デメリットにおいては、具体的な数字、データなどが一切示されず、メリット・デメリットをてんびんにかけた議論とはかけ離れておりました。また、その説明者でもあった大阪商業大学の研究者の方については、過去の研究内容を勘案すると研究者としての実績としても乏しく、説得力に欠けるものです。これでは市民に対して正確な判断材料を提供しているとは言いがたく、その点について、本市は市民への説明をしっかりと果たす必要があると思われま

す。

誤解のされないような予算の執行を強く求めて、討論を終わります。

(発言する者あり)

(「不認定だろ、それなら」と呼ぶ者あり)

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第6号ないし第10号及び第12号ないし第20号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

認定にすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。